

平成 2 1 年度第 1 回兵庫県河川審議会

議 事 録

平成 2 1 年 8 月 2 1 日

兵 庫 県

平成21年度第1回兵庫県河川審議会

平成21年 8月21日(金)

兵庫県農業共済会館 7階会議室

司会(小林河川整備課副課長) それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第1回兵庫県河川審議会を開催させていただきます。

私は、進行を務めさせていただきます事務局の小林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず審議に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

一番上が兵庫県河川審議会次第になっております。その裏面が委員名簿になっております。それに河川審議会条例でございます。それから、本日御審議いただく資料でございますが、資料1-1から1-7につきましては夢前川に関するものでございます。それから、資料2-1から2-7につきましては香住谷川に関するものでございます。資料3-1から3-7が高橋川に関するものでございます。最後に参考資料として、県内の二級河川の概要を添付しております。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

もう1点、報告事項といたしまして、先般の豪雨について添付させていただいております。

続きまして、本日の審議会の成立の関係です。本審議会の委員につきましては、全員で16名となっております。本日は、代理出席を含めまして13名の委員の皆様にご出席をいただいております。兵庫県河川審議会条例第7条第2項の規定により、本会議は成立していることを皆様に御報告させていただきます。

それでは、お手元の次第によりまして会議を進めさせていただきます。

初めに、県土整備部参事の松本からごあいさつを申し上げます。

松本県土整備部参事 失礼します。県土整備部参事の松本でございます。

本日は大変お忙しい中、兵庫県河川審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本来であれば土木局長の濱田が出席すべきところでございますが、公務の都合で出席できませんので、私の方からかわりにごあいさつを申し上げます。

新聞・テレビ等で御承知と思いますが、去る8月9日から10日にかけての台風9号による豪雨により、佐用町、宍粟市ほか兵庫県の西部、そして北部で災害が発生しまして、18日時点でございますけれども20名の方が亡くなり、今なお2名の方が行方不明といった状況でございます。そして家屋の被害は、全壊11戸を含め2,696戸に及んでおります。亡くなられた方には、慎んで御冥福をお祈りいたします。

こういった甚大な災害の発生に対しまして、県の方では8月14日に災害復興室を設置しまして、関係部局及び県民局との連携を図りながら、1日も早い復旧・復興に向け、取り組んでいるところでございます。

なお、今回の台風9号災害における降雨の状況及び河川の被害状況につきまして、議事に入ります前に若干お時間を頂戴しまして、担当の方から報告させますので、よろしく願いいたします。

さて、この河川審議会でございますけれども、今年度は、本日とそれから11月ごろ、そして来年2月ごろの計3回を予定しております。各委員におかれましては、御多忙のこととは存じますけれども、よろしく願いいたします。

本日の議題でございますけれども、レジュメにもございますように、前回諮問させていただきました夢前川水系、香住谷川水系及び高橋川水系の合わせて3本の河川整備基本方針につきまして、前回の審議会での御意見、そしてその後実施しましたパブリック・コメントにおけます県民の皆様からの御意見等を踏まえまして、その修正案を作成しておりますので、よろしく御審議の上、答申をいただきたいというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

司会　　続きまして、本日御出席いただいております委員の方々を御紹介させていただきます。お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、今回の審議会から新たに御就任いただきます2名の委員を御紹介させていただきます。関西電力株式会社総務室長の勝田様でございます。本日は代理出席ということで、用地取得グループチーフマネジャーの藤田様に御出席いただいております。続きまして、国土交通省近畿地方整備局河川部長の尾澤様でございます。本日は代理出席ということで、地域河川調整官の小山下様に御出席いただいております。

次に、昨年度に引き続き委員をお願いしております11名の出席委員を、お手元の名簿の順に御紹介させていただきます。

まず、会長の井上様でございます。続きまして、委員の道奥様でございます。委員の森下様でございます。委員の吉田様でございます。委員の山田様の代理の兵庫県市長会の岡林主幹でございます。続きまして、尾崎委員でございます。続きまして、委員の安部様でございます。続きまして、委員の吉田様でございます。委員の山中様でございます。続きまして、委員の波留様の代理の近畿経済産業局の土屋係長でございます。続きまして、委員の阿部様の代理の近畿農政局の柴田水利計画官でございます。

続きまして、県及び神戸市側の出席者を御紹介させていただきます。

先ほどごあいさつ申し上げました部参事の松本でございます。河川整備課長の北村でございます。河川計画室長の森口でございます。神戸土木事務所長代理の副所長の山田でございます。姫路土木事務所長の榊原でございます。新温泉土木事務所長の小西でございます。神戸市建設局下水道河川部河川課長の岩浪でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第2条の規定により、会長が行うこととなっております。

それでは、井上会長、よろしくお願いいたします。

井上会長 それでは、僭越ですが議長を務めさせていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

また、先ほどからお話が出ていますように、10日ほど前の千種川、佐用川における洪水災害で被災されました方々にお見舞い申し上げますとともに、犠牲になられた方々に慎んで哀悼の意を表したいと思えます。

それでは、座らせていただきます。

お手元の次第に従いまして議事を進めてまいります。

まず、その前に、議事録を作成いたします関係上、署名人を決めておきたいと思えます。運営要綱第7条第2項によりますと、議長と議長が指名する委員が署名することになっております。今回は道奥委員に議事録署名人をお願いしたいと思いますので、道奥委員、よろしくお願いいたします。

それでは、松本参事のごあいさつの中にありました、台風9号による千種川流域の災害について、事務局から報告したい旨、申し出がありましたので、審議に入ります前に御報告をお願いしたいと思います。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 河川計画室の八木下でございます。座らせていただきまして御説明させていただきます。

お手元の資料、A3横長の資料及び、パワーポイントで若干補足しながら説明させていただきます。

冒頭のあいさつでもございましたように、先日、8月9日から10日にかけて、台風9号の影響により、県内で豪雨が発生しております。その概要について説明させていただきます。

まず、県内全域での降雨の特徴について説明させていただきます。

県内では、播磨南西部から播磨北西部、但馬地域にかけて、強い雨が降っております。県を南西から北東に横切る帯状の区域で、千種川、揖保川、円山川の上流域でございます。このちょうど真ん中のあたりです。

24時間の最大雨量につきましては、気象庁の佐用雨量局で327mm、これを最高としまして、朝来市の奥田路で257mmなど、県内各地で既往最大の雨量を記録しております。

皆様の配付資料にもつけておりますけれども、3時間の雨量が佐用で179mm、奥田路で156mmということで、非常に強い雨になっております。

強い雨が降った時間帯としましては、雨そのものは9日の0時ごろから10日の8時ごろ。その後、若干やみ間があって、昼過ぎぐらいまで雨が継続しておりますが、播磨地域では9日の20時から23時ごろ、但馬では若干遅くなって、9日の23時から10日の2時ごろ、この3時間ぐらいで、先ほど言いました100mmから150mmぐらいという雨が降っております。

そのような雨によりまして、県内では中国山地を源とする千種川本川と、あと佐用川で、大きな被害がありました。それから、円山川水系の円山川の上流や神子畑川、あるいは出石川を中心に、河川の増水による護岸崩壊や堤防浸食等の河川施設災害が多発しております。

また、揖保川水系の福知川、市川水系の小田原川、加古川水系の遠阪川、このあたりにおいても一部護岸破壊等が発生しておりまして、河川施設災害としては、既に応急復旧は完了しておりまして、本格的な復旧方法等を現在検討しておるといいう状況でございます。

続きまして、今回、報道等によりましても相当出ておりました、ひどい被害を受けております千種川水系について御説明させていただきたいと思っております。

千種川水系の降雨の特徴でございますけれども、24時間の雨量を見ますと、河川整備基本方針で対象としている、おおむね100年に一度程度発生する確率の24時間

の流域平均雨量が265mmになっており、今回の雨は、流域全体では、平均雨量221mmと基本方針を下回った雨になっておりますけれども、千種川の上流域で平均しますと261mm、上流域の西側が佐用川の流域になるんですけれども、佐用川の流域では流域平均雨量が289mmと、基本方針の雨を大きく上回るような雨が降っております。

それと、佐用観測局で24時間雨量327mmのうち約半分の179mmが3時間で降っております。それから、3分の2の211mmが5時間で降っておりまして、その間かなり強い雨が継続しておるといような降り方でございます。

そのように非常に強い雨が千種川流域で降りました関係で、河川の方も水位が非常に上昇しまして、佐用や上郡などの水位観測局では、はんらん危険水位をはるかに上回る水位。特に佐用では、堤防をはるかに超えるといような水位になっております。そういうことで、千種川の上郡町あたりから上流域では、軒並み浸水被害が発生したという状況になっております。

報道等でも、いろいろ既に出ておりますように、そのような被害が発生したわけですが、実際の河川の整備等がどうなっていたかということをお説明させていただきます。

この右の図は、千種川の河川整備基本方針、河川整備計画（案）の目標流量と現状の流下能力や整備状況をあらわしたものでございます。

まずこの図の真ん中の図が千種川の流下能力を下流から上流に向かってあらわしたもので、佐用川が右支川としてここへ合流します。志文川が左支川としてこのあたりに合流します。この青い線が、河川整備基本方針で目標にしています、おおむね100年に一度発生する確率の降雨、24時間の流域平均雨量が265mmという雨で発生する洪水の流量、これが基本方針の河川の目標の流量となっております。

続きまして、この下の赤い線は河川整備計画、これはまだ、今、案の段階ですが、それで目標にしております流量でございます。24時間の流域平均雨量185mmという雨で発生する洪水流量で、これを河川整備計画の案では、おおむね30年間で整備す

る目標として定めております。

現在の流下能力を茶色い線で示させていただいております。ただし、これにつきましては平成14年の時点での検討資料から取っておりますので、14年時点の流下能力です。ですから、この流下能力が赤い線を上回っているところについては、既に整備計画の目標流量が達成されており、逆に下回っているところは、今後、整備が必要な箇所ということになります。

下流から河川の改修というのは基本的にやっております、千種川においてもそういう形で河川改修を進めております。下流の方の、赤い線の下にやや黒っぽい色で塗ってあるところ、これは平成14年度時点までに改修が終わったところでして、既に整備目標よりも流下能力があるという場所でございます。

それから、その少し上流、黄色で塗ってあるところですね、ここにつきましては、平成14年から現時点までに改修が終わったところで、この図では足りないところになっていますけれども、現在は目標流量が確保されている箇所でございます。

それから、その上流、少し赤で塗ってある短い区間がございますけれども、平成16年にも千種川水系は台風の被害を受けておりました、その災害復旧を進めておるところでございます。床上浸水対策特別緊急事業という名称の事業で、非常に高額の予算を投入して、鋭意事業を進めているところでございます。

そこから上流ですね、緑色で塗っているところにつきましては、支川も含めまして、流下能力が現時点で目標に対して不足している箇所ということになります。この箇所につきましては、上流から先に河川改修をいたしますと、流量が多くなった分により下流に被害をもたらすということで、下流から河川改修をしておりますので、下流の進捗にあわせて順次改修を進めていく予定の箇所ということになります。

ただし、この左の図にも載せておりますが、そういう箇所だからといって何もしていないわけではなく、洪水被害を防止するために維持管理や修繕、それから平成16年でこのあたりの箇所も被災しておりますので、そういうものに対する復旧工事

等を必要に応じてやっております。

例としましては、堆積土砂の撤去やパラペット設置や仮設水防柵の設置というようなことで、現在までにもそういう手当ては行ってきております。その箇所が左側の図の丸をつけている箇所、こういう箇所でそういう手当てをしてきております。

以上が、今回非常に大きな被害を受けておりました千種川における降雨と、それによる洪水の説明でございまして、今回御審議いただきます夢前川、香住谷川、高橋川については、夢前川が今回の降雨の強かった地域にやや近いということで、夢前川流域でどのような降雨であったのかも御説明させていただきます。

夢前川では、今回の雨で、流域平均としては24時間で113mmというような雨量になってございます。基本方針の案では、24時間の流域平均雨量を269mmとしておりますので、夢前川流域については、今回の降雨は基本方針に比べて非常に少ない雨であったということで、基本方針の考え方を左右するような雨の降り方ではなかったということが言えると思われまます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

井上会長 ただいまの御報告につきまして、何か御質問なり御意見がありましたらお伺いしたいと思っております。

吉田委員 いつもお世話になっております。

私、この災害に身近に、近くにいた。私とも床上、床下浸水ということで納屋の方したんですけど、まず本当に一番に感じたことは、雨量もさながらですけど、間伐された流木、それからそういうものがものすごく流れてきたわけですね。その流木を撤去する間に、また次流れてくると。橋は流木によってかなり揺れてましたし、音もしていました。その流木を取って、また捨てれば、また流木が次々と重なってきて、あっという間に堤防を超えていきました。ということは、河川整備もさながら、やっぱり森林の整備というのはもう少し考えるべきじゃないかなと、今回の増水の中で痛感しましたね。

佐用の方も、かなり被災されて亡くなられた方もおられます。その中で私たち、私が住んでいるところは揖保川なんですけど、揖保川の例を見ましたら、昔からよくはんらんしていて、はんらんしたらどうしようかというような防災の方法というのは各自治会でとっていたと、こういう場合で避難せいということで出たときには、まず各家庭の老人をもう避難所に助けると。増水しているときは、必ずもう動かないと、避難所まで行かないと。落ちついてから避難するというような形で、私とこちらの自治会としては、もう常にそういうことを訓練していましたので、被災されて亡くなられる方とか、けがされる方はなかったということですね。

私とこの揖保川の上流の方ですね、福知川ですね、やっぱり福知川の上流の方、草木ダムとかいろんな方を見て回ったんですけど、やっぱり流木によってかなりの被害が拡大したなというのをしみじみと思いましたね。だから、要するに河川整備じゃなくて、やっぱり山と河川というのはやっぱり一体になって考えていかないと。

なぜかといったら、やっぱり植林されて、もう植林されたところは、やっぱり土砂の流出が物すごいですね。それが埋まって、河川が川の役目をしないと。それがどこへ流れていったと言ったら、やっぱり一番整備されている道路に水が流れていったということですね。

それと、今、私たちの宍粟市の方でも、ライフラインということで、緊急の場合の防災無線やってますけど、防災無線が役に立たなかったです。

なぜかと言いますと、全部地下に埋まっているんです、橋渡っていると。福知川がどうなってるかとか一宮がどうなってるかということは、ほとんどわからなかったということですね。

だから、要するに防災の感じも、今の状態では、こういう集中豪雨、今、海外もそうですし、都会の方でもそうです。物すごく集中豪雨が起きてる中で、やっぱり考える防災という形の中で、もう少し連絡もとれるような方法も今からは考えるべきじゃないかなということを痛感しました。

井上会長 ありがとうございます。

ただいまの御意見に、県の方から何かございますでしょうか。

松本県土整備部参事 部参事の松本でございます。

先ほどの中で、森林の整備が必要という御意見がございましたけれども、まさにそのとおりでございますして、県の方も8月14日に災害復興室を立ち上げております。

この中には、県土整備部だけじゃなくて、農政環境部の方も入っております、要は山から川、海に至る全体の流れの中で洪水に対して対応をしていこうということで、組織横断的に対応するように、今、検討を進めております。

井上会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますでしょうか。

こういう災害の後、また対策ということが当然課題になってくるわけですが、それについてはまだ日も、そういうものを考えるだけの十分な時間がありませんので、これはまたおいおい県の方から御報告いただけるものということにしまして、今日のところはこの報告で終わっておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

井上会長 それでは、次に県内の二級河川の概要に関する参考資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 失礼いたします。河川計画室の八木下でございます。

お手元の参考資料をごらんいただきたいと思います。これにつきましては、前回、本日御審議いただきます夢前川、香住谷川、高橋川、これらの流量関係の説明をさせていただいておりますけれども、これらについては前回資料のまま変更はございません。

4ページに、県内の河川水質の資料がございますけれども、これにつきましては最新のデータで更新してございます。ただ、大きく変更になっている点はございま

せんで、以上をもちまして説明とさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

井上会長 ありがとうございます。

御意見、御質問がありましたら承りたいと思ひますが、いかがでしょうか。

ございませんようですので、それでは本日の議題に入ることにいたします。

本日の審議事項は3件あります。夢前川、香住谷川、高橋川につきまして、今年の2月13日の河川審議会において諮問されたものであります。本日、皆様に御審議いただきまして、審議会からの答申ということにしたいと思ひます。

それでは、議題（1）番の夢前川水系河川整備基本方針の審議に入ります。

内容について、事務局から御説明をお願いいたします。

熊田河川計画室計画係主査 河川計画室の熊田です。よろしく御願ひいたします。

座って説明させていただきます。

夢前川水系の河川整備基本方針（案）につきまして説明させていただきます。資料としましては資料1-1から資料1-7となっております。本日は、資料1-6変更対照表、資料1-7パブリック・コメント提出された意見の概要とこれに対する考え方について説明させていただきます。

まず、資料1-6でございます。

変更としましては、関係部局の意見照会、市長の意見照会、それと前回諮問時の河川審議会からの意見によりまして修正しております。

まず、1ページの、本文の2ページの修正につきましては、関係部局からの意見がございまして、貴重種につきましては貴重種であることを明記するよふにという意見がございました。県としましては、兵庫県版のレッドデータブックのAランクからCランクにつきまして、貴重種の何々ということで明記するよふにいたしております。その修正が、この資料1-6の1ページと2ページの一目でございます。

次、2ページの二つ目の修正箇所ですけれども、これにつきましては誤記がございましたので修正しております。「清水橋」から「新清水橋」に訂正しております。

三つ目の修正箇所ですけれども、これにつきましては関係部局の意見がございまして、砂防堰堤の「堰」の字を平仮名で統一してほしいということがございましたので修正しております。

次に3ページ、本文の8ページになりますけれども、これにつきましては、関係部局の意見等から、諮問時におきましては正常流量を設定しておりましたけれども、設定しないことにしております。

この変更理由について説明させていただきます。

正常流量を設定しないこととした理由といたしましては、諮問時においては、流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項につきまして、夢前川の夢前橋地点、菅生川の実法寺地点で正常流量を設定しておりました。基本的には、河川につきましては正常流量を設定することが望ましいということから、今時点で現存する流量観測値、あと水利権台帳等による水利流量、あと動植物の生息地、生育地の状況等の項目により設定した維持流量等によりまして、現時点で検討できる範囲で正常流量を設定しておりました。

夢前川につきましては、流量観測結果と農業用水の使用計算値から判断しますと、農業用水が不足することになっておりましたが、そのような農業用水が不足しているという実態が発生していないということがございます。それと、流量観測値につきましては、観測期間が6年間と非常に短く、もう少し資料収集をすべきであるということ。もう一つ、水利流量につきましては、許可水利権のほかに多く慣行水利権の利用実態を十分に把握すべきであるということ。この3点から、本来は正常流量を設定することが望ましいんですが、今回は正常流量を設定せずに、引き続きデータの蓄積に努めまして、調査・検討を十分に行うことといたしました。ということで、諮問時におきましては正常流量を設定しておりましたが、夢前川についまし

ては正常流量を設定しないこととしております。

続きまして、4ページでございます。

資料1 - 2の流域及び河川の概要に関する資料の修正でございます。

一つ目から三つ目の修正につきましては、関係部局の意見でございまして、環境の保全と創造に関する条例に基づく環境緑地保全地域、自然環境保全地域に関する記載をするようにという意見がございましたので、修正しております。

四つ目の意見につきましては、これも関係部局の意見によりまして、計画給水人口、現在の給水人口、普及率につきましては、専用水道も考慮した数値に訂正しております。

それから、五つ目の修正箇所ですけれども、これは誤記がございましたので修正しております。

続きまして、5ページになります。

一つ目につきましては、見直しをしておりますして、夢前川流域の特徴を強調した文章に修正しております。

二つ目の修正ですけれども、これにつきましても関係部局の意見によりまして、「処理水量」というのを「処理能力」に訂正しております。

5ページの三つ目ですけれども、これも誤記がございましたので修正しております。

続きまして、6ページになります。

関係市町からの意見がございまして、BODの値が間違っておりましたので修正しております。

7ページでございます。

続きまして、治水に関する資料の修正ですが、これは誤記がございましたので修正しております。

続きまして、8ページになります。

利水に関する資料としまして、先ほど申しましたが、正常流量を設定しないことにしておりますので、それに関する資料を修正しております。それが8ページ、9ページ、10ページ、11ページの修正箇所になっております。

以上が、夢前川水系の河川整備基本方針（案）の修正箇所でございます。

続きまして、資料1-7パブリック・コメント提出された意見の概要とこれに対する考え方を説明させていただきます。

夢前川水系につきましては、パブリック・コメントを平成21年3月13日から2週間実施しております。

意見としましては、3名の方から3件の意見をいただいております。

まず1ページ、一つ目の意見でございますが、意見の概要としましては、かつての夢前川はさまざまな魚が生息し、子供たちの遊び場であった。しかし、近年では魚の姿が少なくなっており、昔の河川環境に戻せないかと感じている。また、夢前川の水質が悪化し、魚が棲めない環境となっていたが、町民の熱意で下水処理施設が整備され、夢前川の水質がきれいに改善されてきた。これから自然環境を保全しなければならない。天然アユが棲めるような河川環境に戻す努力が必要であるという意見がございました。

これに対しましては、河川の整備では、地元住民、専門家等の意見を踏まえまして、夢前川の多様な生物が生息・生育・繁殖できる河川環境の保全・再生に努めるということをお県としては考えております。

これにつきましては、本文の6ページ、河川環境の整備と保全に関する事項に盛り込み済みでございますので、本文の修正はいたしておりません。

次に、二つ目の意見でございますが、横関橋から菅生川との合流点までは、護岸が高く河川の中に降りることができない構造となっている。親水機能を高めて、水と触れ合えるように階段やスロープをもっと整備してほしいという意見がございました。

これに対しましては、河川の整備では、治水・利水の機能を考慮した上で、地元住民、専門家等の意見を踏まえた、地域の人々が水辺に親しみやすい場の整備を行うことを県としては考えております。

これにつきましても、本文6ページ、河川環境の整備と保全に関する事項に盛り込み済みということで、修正はいたしておりません。

続きまして2ページ、3個目の意見ですけれども、意見の概要としましては、夢前川は広大な流域を持ち、流域内に多くの人口を有するにもかかわらず、実際に日常の管理にかかわっている住民は、川のすぐそばの住民に限られ、離れたところの住民の関心は低い。流域内のすべての住民の意識の向上が必要だ。高齢化が進む中で、日常の管理を地域に任せることは負担が大きいのではないかという意見がございました。

これにつきましては、これからの河川の日常管理におきましては、流域住民の河川愛護意識の向上を図る、住民の参画と協働をより推進するための仕組みづくりの支援を行うということを県としては考えております。

これにつきましては、本文6ページの河川の維持管理の中に盛り込み済みでございますので、修正はいたしておりません。

以上が、夢前川水系河川整備基本方針（案）の変更とパブリック・コメントに係る説明でございます。

以上です。

井上会長 ありがとうございます。

何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

この会議では速記を入れておりますので、発言の際にはまずお名前を言っていたき、その上で御発言いただきますようお願いいたします。

何かございますでしょうか。

道奥委員 神戸大学の道奥です。

2点あるんですが、一つは正常流量を今回設定されないことになった御説明の中で、伏流水の流量ですかね、それが十分把握できていないのというような御説明とか、慣行水利権が不明の分があるという御説明があったと思いますが、播磨地方の河川というのは、結構、谷底平野を流れる覆没している河川、伏流水が多い河川が多いと思いますが、そういうところへ例えば正常流量を設定する河川があった場合には、伏流水の挙動を把握されているのであれば問題はないかと思いますが、そうでない場合、逆に正常流量を大きく設定し過ぎないかという懸念が一方あります。今後、こういう同様の河川の計画を考える場合には、そのあたりどのように考えられるのかということがまず1点目でございます。

それからもう一つ、今回、比較的、関係部局との調整で修正された事項が多かったんですが、このあたりは河川審議会の一番最初に御提案をいただく1回目のときまでに、できれば調整いただいた方がよろしかったのではないのかなと。県外の、外部の調整というのは、これは時間を要しますので仕方がない部分になるかと思いますが、できれば1回目のときまでに、部局内は調整いただければありがたいと思います。

以上です。

井上会長 第1点目についてはいかがでしょうか。

森口河川計画室長 河川計画室長の森口でございます。

今、道奥委員の御指摘がございましたとおり、前回計算いたしました正常流量は、実態と比べると大きく出ております。まさに委員の御指摘のような形で出ていたわけでございます。

そういう意味では、実際の河川水位による流況把握ということも、データを蓄積するということも非常に重要だと考えておりますし、実際にどこで伏流しているのか、あるいはその付近の地下水位がどうであるとか、河川水だけではなく、面的なことも踏まえて検討していく必要があると考えております。

そういう意味では、まだまだデータをとる体制が整ってないわけですが、こういう夢前川の特性も踏まえて、正常流量を決めていく計画をつくって調査して、改めて正常流量を定めていくと。並行して、慣行水利の実態についても、計算では確かにできるんですけども、実態がどうなっているのかという減水深等の考え方も含めて、今後調査をしていきたいと考えております。

2点目の方は、今回御指摘も踏まえて、いろんな単純なミスが多かったということもございます。そういう意味で、できるだけ早目に関係部局との調整も図っていききたいと思います。

井上会長 ほかにいかがでしょうか。

吉田委員 吉田です。

パブリック・コメントの三つ目のところにある、日常の管理を地域に任せるのは、もう高齢化が進む中で負担が大きいのではないかという御意見があったことに対して、県の考え方というところもよく理解できますが、確かにそういうことはあるかと思うんですね。ですから、この中で文章としてどうこうというわけではないんですけども、河川に関する河川管理を住民とのつながりの中で深めて、河川愛護精神を醸成するというふうにうたっておりますけれども、やはり時代に沿うような形で、これも少しやり方も考えていく必要が今後あるんじゃないかなという気がいたします。

井上会長 ただいまの御意見についていかがでしょうか。

森口河川計画室長 御指摘のことも十分踏まえて、これから検討してまいりますが、現実にはラブリバーであるとか、県の方でもいろんな制度を考えながら、親しめるようなシステムづくりを今やってまして、アドプト制度であるとかですね。最近、そういうアドプト制度に登録していただけるような団体がふえてきているのも事実でございまして、そういったものも活用といいますか、さらに広がるように努力しながら、ここに書かれています高齢化ということも、特に地方の方では高齢

化も進んでいるようなところもございますので、特に県の方からの管理の重点化みたいなことも、地域の特性も踏まえて考えていかなければならないのかなと思っております。

井上会長 ちょっとまた正常流量の件について繰り返して申しわけないですが、今回は設定しないということですが、これは国との協議の段階でもそれはやむを得ないということになるのでしょうか。

森口河川計画室長 やむを得ないと申しますか、国とも協議して一度これで決めたんですが、やはり今回見直しの中ではデータ数が少ないという話と、現況と乖離があるのではないかという御指摘がありまして、今定める方がまずいであろうというような協議になりました。そういう意味では、調査をさらに進めて、本当の適正な正常流量を定めなさいというような話になりまして、そういう結果になっています。

井上会長 わかりました。ありがとうございます。

道奥委員 何回も済みません。

今の件でちょっとお聞きしたかったのは、例えば今回の千種川でもそうですが、今、整備計画を案の段階で出しておりますよね。そういう西播磨の方の伏流水があるような河川、揖保川でもそうだと思いますけれども、そういうところで正常流量をまた見直す可能性もあるんですかね。今までそういう議論はあんまりなかったけど、今回そういう、十分、伏流水がわかってないからというお話になってますよね。ただ、でもここだけじゃなかったと思うんですけど、そういう国との相談でそういうふうになってきたということは、これからまた、今まで出している、あるいはある程度案が決まっているようなものも見直していく可能性も出てくるのではないのでしょうか。

森口河川計画室長 正直を申し上げますと、実は正常流量を決めている河川の方が少なく、まだ3河川しか正常流量を決めておりません。それはちょっと兵庫

県がサボっているというところもあるんですが、その根拠と申しますか、余りきちんとした経年的な調査が余りされてこなかったというのも一つあります。実態としてありますので、今まで決めたものも当然見直しもあるんでしょうけれども、むしろどういうふうに調査していくかということを考えていってデータを集めるという形で、きょう御指摘も受けました伏流という視点も入れて、これから調査、データ収集に努めます。

井上会長 ほかによろしいでしょうか。

1点ちょっと、今ごろこんなことを申し上げて恐縮ですが、確認として、資料1-1の7ページですが、そこで基本高水の流量が1,500m³/sで、洪水調節を100m³/sとして、河道への配分を1,400m³/sというようになってますが、この100m³/sは既設のダムで行うという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

森口河川計画室長 夢前川の支川に菅生川がございまして、その上流に菅生ダムがございまして。この既設ダムを活用して洪水調節を行います。

井上会長 はい、わかりました。

いかがでしょうか。ほかに御意見ございませんでしょうか。

それでは、特に修正というようなところはなかったかと思しますので、原案どおり認めたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

井上会長 どうもありがとうございます。

それでは、原案どおりで答申するということにいたしたいと思えます。

次に、議題の2であります。香住谷川につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

熊田河川計画室計画係主査 それでは、香住谷川水系河川整備基本方針(案)につきまして説明させていただきます。

香住谷川の資料につきましては、資料2-1から資料2-7となっております。

資料2 - 6変更対照表と資料2 - 7パブリック・コメントの資料につきまして説明させていただきます。

まず資料2 - 6の変更対照表でございますが、1ページを開いていただきまして、資料2 - 1本文の2ページを修正しております。これにつきましては、夢前川と同様になりますが、貴重種であるということを明記するということを関係部局の意見でいただいております、貴重種の何々ということで修正しております。

1ページの五つ目につきましては、見直しをしております、適切な表現に修正しております。

続きまして、2ページですけれども、これは資料2 - 2流域及び河川の概要に関する資料の修正でございます。これにつきましては、2ページと3ページの二つ目までは、すべて本文同様、貴重種であることを明記しております。

3ページの3個目、4、5、6、7、8、9個目すべて、関係部局の意見がございまして、これは下水道課の意見ですけれども、最新のデータに修正等を行っております。

あと、資料2 - 3、2 - 4、2 - 5につきましては、諮問時から修正はいたしておりません。

以上が、香住谷川の修正箇所でございます。

続きまして、資料2 - 7のパブリック・コメント提出された意見の概要とこれに対する考え方ということで説明させていただきます。

1ページを開いていただきまして、香住谷川につきましては、平成21年3月6日から2週間、パブリック・コメントを実施しております。

意見としましては、6名の方から13件の意見をいただいております。

まず、一つ目の意見でございますが、一日市の河口部にコンクリート床止工があるために、土砂が堆積し、河床が浅くなって浸水するのではないかと。堰を撤去すれば浸水が防げるのではないかとという意見がございました。また、二つ目の意見としまして、河口部の床止工上流右岸が荒れている。改修をお願いしたいという意見が

ございました。

これにつきましては、河口部の床止工付近も含めて流下能力が不足しております。具体的には、床止工を切り下げ、河床を掘削、河積を拡大し、浸水被害を軽減させるということを県としては考えております。

続きまして、三つ目の意見、香住谷川の改修は、森谷川へ悪影響を及ぼさないかという意見がございました。

これにつきましては、香住谷川は河道改修によって流下能力が向上するとともに、上流の洪水調節施設で流量を低減しますので、森谷川の洪水が香住谷川へ流れ込みやすくなります。

この三つのことにつきましては、本文の4ページ、洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項に盛り込んでおりますので、修正はいたしていません。

続きまして、四つ目の意見でございます。コンクリートの川底にしない。側面のうち水面以下は自然石、もしくは自然石に近いもので横穴のできるもの、蛍のすめる土手にできたらと思います。昔の川の環境を取り戻し、孫と一緒に遊ぶことができたらよいと思っている。

五つ目としまして、施工に当たっては環境面を考慮に入れ、周辺環境との調和を考慮していただきたいという意見がございました。

これに対しましては、香住谷川の市街地を流れる区間につきましては、現在、コンクリート3面張りとなっておりますけれども、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮しまして、河床からコンクリートを撤去し、土砂に戻すことを県としては考えております。

これにつきましては、本文の4ページ、河川環境の整備と保全に関する事項に盛り込み済みでございますので、修正いたしていません。

続きまして、2ページになりますが、六つ目の意見としまして、現在、清掃作業

を住民が行っているが、河床を掘り下げた場合に同様の作業が可能かという意見がございました。

これにつきましては、河口部では水深が深くなり、現在のような清掃作業は困難と思われます。しかし、河道掘削形状にかかわらず、河川の維持管理には沿川の住民の協力が必要と考えております。引き続き、現地の状況に応じた御協力をお願いしたいと、県としては考えております。

これにつきましては、本文の5ページ、河川の維持管理に盛り込み済みでございますので、修正いたしておりません。

続きまして、七つ目の意見でございます。

過去に説明を受けた矢田川への放水路トンネル案は取りやめ、矢田川と香住谷川それぞれ独自に対応を考えたいということかという意見がございました。

これにつきましては、矢田川への放水路トンネル計画は取りやめました。香住谷川と矢田川とは別々に河川整備基本方針、河川整備計画を策定することとしております。

八つ目の意見としましては、洪水調節施設の場所は、香住谷川の上流部、高規格道路の高架部分あたりになると想定するが、このあたりは香住区の山組合の共有財産となっている。土地取得等が難しいと思うが対処できるかという意見がございました。

これにつきましては、公共の福祉のために必要な施設ですので、地権者に協力をお願いしていきたいと考えております。

これにつきましては、本文6ページ、基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項に盛り込み済みでございますので、修正はいたしておりません。

続きまして、九つ目の意見でございます。

現在の河川幅で河道配分の $45\text{m}^3/\text{s}$ が流下できるのかという意見がございました。

これにつきましては、水理解析を行い、計画基準点通玄寺橋地点において45m³/sを流下させることを確認しております。

これにつきましては、本文7ページに記載済みでございますので、修正いたしておりません。

あと、10個目の意見から13個目の意見につきましては、整備を早急に進めてほしいという意見、香住谷川と矢田川の整備を並行して行くと、予算的な制限を受けるのではないかというような意見、森谷川の改修は考えていないのかという意見、これまでの浸水は、森谷川とJRとの交差部分が堰どめとなったことが原因している。JRの橋梁部分を広げ、増水しても木切れ等が詰まり、堰どめにならないように改修できないかというような意見がございました。

それぞれに対する県の考え方としましては、早急に着工するというものであったり、香住谷川と矢田川につきましては、今後の予算状況の中で費用対効果、優先順位などを検討し、県内他河川とのバランスも考慮しながら整備を進めます。また、普通河川森谷川の管理者は香美町で、県には森谷川の改修計画はございませんので、県は、管理者である香美町と森谷川の改修について協議いたします。

以上で、香住谷川の説明を終わらせていただきます。

井上会長 ありがとうございます。

この香住谷川につきまして、何か御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

道奥委員 済みません、資料の2-1でございますが、5ページの河川の維持管理の段落の最後から二つ目の段落ですが、河川水の利用に関しては云々、動植物の生息・成育・繁殖環境の何々、この段落の部分がちょっと河川の維持管理に入っておるんですけど、若干違和感を感じるんですけど。むしろ、その前のページの河川の適正な利用とか、あるいは環境のところに入ってくればわかるんですけども、維持管理とこの河川水の水利用との、何かここにおさまりが悪いような気がするんですけど、いかがでしょうか。4ページの一番下の段落とも内容的に重複してるよう

な、そういう気がします。

井上会長 いかがでしょうか。ほかのところもこういう書き方になっているんですかね。

森口河川計画室長 維持管理をする場合においても、動植物の保全等を考えながらやりましょうという趣旨なんです、おっしゃるところがありますので検討します。

道奥委員 ここで言ってるのは、河川水の正常な機能ですよ。これは4ページの方の内容だと思うんです。

森口河川計画室長 そうですね、御指摘の点について相談させていただきます。内容としては変わらないんですが、記載の場所も含めて検討します。

道奥委員 統一していただいた方がいいと思いますけど。

井上会長 ほかはいかがでしょうか。

ちよっとこれはほかの川との横並びというんですか、書きっぷりの同じようなことがあると思いますので、ちよっと検討していただくということによろしいでしょうか。

森口河川計画室長 また、会長さんと、再度、記載場所も含めて調整させていただければありがたいと思っています。

井上会長 わかりました。

ほかの点はいかがでしょうか。

それじゃあ、ごさいませんようですので、ただいまありました河川水云々の段落ですが、その取り扱いにつきましては、事務局で修正を御検討いただきまして、最後に私が確認するということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

井上会長 それでは、香住谷川につきましては、そのような修正を確認した上で答申するということにいたしたいと思います。

どうもありがとうございます。

それでは、次に3番目ですが、高橋川水系につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

熊田河川計画室計画係主査 それでは、続きまして高橋川水系河川整備基本方針（案）につきまして説明させていただきます。高橋川の資料につきましては、資料3-1から3-7となっております。

資料3-6基本方針の変更対照表、資料3-7パブリック・コメントの資料につきまして説明させていただきます。

まず、資料3-6でございます。1ページですが、資料3-1本文を修正いたしております。

まず、一つ目の修正でございますが、これは夢前川と同様の修正となっております。砂防堰堤の「堰」の字を平仮名としております。

二つ目の修正でございますが、これにつきましては見直しをしております。内容としましては、魚類の生息が見られないという理由を具体的に記述しております。

次に、三つ目の修正箇所でございます。これにつきましては、河川審議会の委員からの意見がございまして、水にかかわる歴史・文化につきましてもう少し調べてほしいということがございましたので、修正しております。これにつきましては、資料3-2の流域の概要につきましても修正いたしております。

次に、1ページの四つ目の修正箇所でございます。これにつきましては、関係部局の意見により修正しております。以前の文章の表現ですと、昭和13年の阪神大水害におきまして、すべてが国の直轄事業になったような表現になっておりましたので、県でも事業を行っているためにそのような修正にしております。

続きまして、2ページでございます。

2ページの一つ目の修正箇所でございますが、これにつきましては高橋川を香住谷川、夢前川と同様の表現にしておりましたので、高橋川独自の表現に修正いたし

ております。基本的に河川利用等はございませんので、そのあたりを削除させていただいております。

続きまして、二つ目の修正箇所でございます。これにつきましても、河川審議会等からの意見がございまして、現状で水利用、親水空間としての利用がないということから、現状維持というものを重視した記載にしております。

続きまして、3ページの二つ目の修正箇所でございます。

これにつきましても、河川審議会の意見等ございましたので、高橋川独自の表現になるように修正してございまして、具体的には、現状では水利用や親水空間としての利用がないということから、現状維持を重視した記載としております。また、表六甲河川ということで、海や周辺に与える影響、空間としての役割につきまして、高橋川の独自の記載といたしております。

続きまして、二つ目の修正でございます。これにつきましては、河川審議会委員からの意見がございましたので、住民を巻き込んだ行政を行う上で、河川の特性を考慮した目標の記載としております。また、都賀川水害等を勘案しまして、川の治水安全度を重視した記載としております。

続きまして、4ページでございます。

これにつきましては、資料3-2流域及び河川の概要に関する資料の修正でございます。これらの修正につきましては、本文の修正に基づきまして同様の修正をしております。

それと、二つ目の修正箇所ですけれども、これにつきましては、歴史・文化につきましてもっと掘り下げるようにということで、資料を追加しております。

これにつきましては、本日御欠席の岡田委員の方に資料の確認、あと、本文の歴史・文化に対する確認をしていただいております。

続きまして、5ページになります。

一つ目は本文の修正と同様でございます。

二つ目の修正につきましては、関係部局の意見によりまして、18年度末の数値を19年度末の数値に更新しております。

続きまして、6ページでございます。

資料3 - 3の治水に関する資料の修正でございます。

一つ目の修正でございますが、流下能力図を見直しております。諮問時の資料から、阪神電鉄部の断面を追加いたしました。それと、要玄寺川合流下流部の精査を行っております。阪神電鉄の橋梁部分が流下能力不足になっておりますので、その部分を修正いたしております。

それと、二つ目の修正箇所でございますが、高橋川につきましては、支川の要玄寺川の方が流域面積が大きいことから、要玄寺川の流下能力図等も添付した方がいいのではないかという意見が河川審議会委員からございましたので、要玄寺川の流下能力図も添付いたしております。

続きまして、7ページでございます。

資料3 - 4利水に関する資料の修正でございます。これにつきましては、先ほど資料3 - 2流域の概要の資料の修正と同様の修正となっております。

資料3 - 5環境に関する資料につきましては、修正はございません。

以上が、修正箇所の説明でございます。

続きまして、資料3 - 7パブリック・コメント提出された意見の概要とこれに対する考え方につきまして説明させていただきます。

1ページを開いていただきまして、高橋川につきましては、平成21年2月20日から2週間、パブリック・コメントを実施しております。その中で、5名の方から6件の意見をいただいております。

まず、一つ目の意見でございます。近年の地球温暖化により、ゲリラ豪雨が発生しております。豪雨に対して安全な川づくりを目指してもらいたいという意見がございました。

これにつきましては、高橋川につきましては、おおむね100年に1回程度の降雨により発生する洪水を安全に流下できるよう計画しております。また、計画規模を超過する洪水に対しましては、ハード対策では対応し切れないため、情報伝達体制の整備・ハザードマップ活用の支援等のソフト対策にも取り組むということを考えております。

これにつきましては、本文の4ページ、洪水、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項に盛り込み済みでございますので、修正等はいたしておりません。

二つ目の意見でございます。下流部では多くのボラが見られます。これら魚類の生息環境が重要です。

三つ目、魚類がいるとは知りませんでした。保全に努めてくださいという意見がございました。

これにつきましては、汽水域の砂泥・砂礫底の環境を残すなど、現状の河川環境の維持を図り、河川改修を行う際にも現状の環境に留意することを県としては考えております。

あと、四つ目の意見としましては、河川を地下に埋めてしまえばいいのではないのでしょうかというような意見がございました。

これにつきましては、市街地を流下する排水路的な河川ではございますけれども、鳥類も確認されており、都市域でのオープンスペースとして、現状の河川を維持することが重要だと考えております。

これにつきましては、本文の5ページ、河川環境の整備と保全に関する事項に盛り込み済みでございますので、修正はいたしておりません。

続きまして、2ページでございます。

五つ目の意見としまして、きれいな水質であることを望みますという意見がございました。

これにつきましては、神戸市の下水道はほぼ整備済みでございます、琴田橋でのBODにつきましては、おおむねA類型を満足しております。良好な水質の維持には流域全体で対応することが重要であると、県としては考えております。

これにつきましては、本文の5ページ、河川環境の整備と保全に関する事項に盛り込み済みでございますので、修正はいたしておりません。

最後に、6件目の意見でございます。河川の中に降りることができるようにすればどうでしょうかという意見がございました。

これにつきましては、高橋川水系については親水空間を形成できる空間的余裕がございません。また、常時は水量が余りありませんが、急勾配河道で、洪水時には上流の六甲山地から一気に洪水が流出します。平成20年の都賀川水害を教訓に、河川の危険性等の防災意識の向上を図っていきたいと、県としては考えております。

これにつきましては、本文の5ページ、河川の維持管理に盛り込み済みでございますので、修正はいたしておりません。

以上で、高橋川の説明を終わらせていただきます。

井上会長 ありがとうございます。

ただいまの高橋川につきまして、御意見なり御質問ありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

道奥委員 神戸大学の道奥ですが、資料3-1の本文で、先ほどの香住谷川と同様でございますが、5ページ目の最後から二つ目の段落の、河川水の利用に関しては、生物の生息・成育環境が可能となるように関係機関との連携のもと流水の正常な機能の維持に努めるとともにこの部分は、やはり正常な機能の維持に関する部分ではないかというふうに思います。

ただ、良質な水質を維持するとか住民の水質に対する意識、これは河川の維持管理に関係するのかなというふうにも思いますが、そのあたりちょっと整理をいただけないでしょうか。ちょっと、今ごろ申し上げて申しわけないんですが。

森口河川計画室長 整理させていただいて、また相談させていただいて決めて
いきたいと思います。

井上会長 香住谷川と同じような扱いで。

森口河川計画室長 そうですね。

井上会長 ほか、いかがでしょうか。

私、このパブリック・コメントの1番目ですが、近年の地球温暖化云々でゲリラ豪雨に対する安全性というのがありますが、その後の方の県の考え方の説明ではちょっと物足りなさを感じております。

というのは、このパブリック・コメントの方は、多分、都賀川のようなことを言っておられるんだろうと、想定されているんだろうと思います。それは結局、いわゆる河川計画的に言えば、すべて計画規模以下なわけですね。今度の千種川についてもそうなんですけれども、河川全体で見ると、やはり計画規模以下の降雨でああいう水害なり事故が起こるということを言っておられるんだと思いますので、本文を修正するというのではなくて、県の考え方のところに、5ページの一番下の段落の、急勾配河川で出水が早く急激な増水云々という文言がありますが、それも県の考え方の中に入れておいていただく方がいいのではないかという気がするんですが、いかがでしょうか。

森口河川計画室長 高橋川の特長としては、特にそういうことが一番危ない一因になっていきますので、御指摘のことを踏まえて県の考え方をもう一度、再整理させていただきます。

井上会長 それでは、よろしくをお願いします。

ほか、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

それじゃあ、先ほど道奥委員から御指摘のありました点につきましては、香住谷川と同様に、事務局の方で検討いただきまして、最後、私が確認してということにしたいと思います。

それではよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

井上会長 ありがとうございます。

それでは、以上で高橋川につきまして審議を終わりたいと思います。

本日の3件の審議は終わらせていただきますが、もし後日、御意見、御質問がありましたら、事務局あてにメール等で送っていただくということをお願いしたいと思います。

最後に、今年度の審議会等のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

八木下河川計画室課長補佐兼計画係長 それでは、本日、答申いただきました夢前川、香住谷川、高橋川につきましては、できるだけ早く国土交通大臣に同意申請いたしまして、早期の策定を目指してまいりたいと思っております。

平成21年度の河川審議会ですけれども、6月30日に香住谷川の現地調査を行っていただいた際に一緒に見ていただきました矢田川と、蓬川水系について11月ごろの開催を予定しておりまして、現在準備中でございます。また、詳細等決まりましたら、御案内をさせていただきたいと考えております。

第3回につきましては2月ごろということで最初にお話しさせていただきましたけれども、その諮問をさせていただいた河川の答申をいただければということで、こちらの方もお願いをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

井上会長 ただいま、事務局から今後のスケジュールにつきまして説明がありましたが、これにつきまして何か御意見なり御質問ありますでしょうか。

それでは、ございませんようですので、御説明のありましたスケジュールで進めてまいりたいということにいたします。

皆様方の御協力で、本日予定しておりました議事は時間前に終了することができ

ました。貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。

それでは、司会者に進行役をお渡しいたします。

司会 井上会長、どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして審議会を終了させていただきたいと思います。

本日は、皆様、どうもありがとうございました。